

茨城県警察監察に関する訓令

昭和51年9月27日

本部訓令第10号

〔沿革〕 昭和63年9月本部訓令第5号、平成6年9月第21号、12年3月第10号、13年3月第1号、15年3月第7号、16年3月第3号、18年6月第23号、27年11月第20号、31年3月第12号、令和2年1月第1号改正

茨城県警察監察規程を次のように定める。

茨城県警察監察に関する訓令

茨城県警察監察規程（昭和29年茨城県警察本部訓令第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、茨城県警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資するため行う監察の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（監察担当官等）

第2条 監察を担当する責任者（以下「監察担当官」という。）には、警務部首席監察官（第13条において「首席監察官」という。）、同部監察室長及び同部監察官並びに警察本部に勤務する警視正又は警視の階級にある警察官の中から、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する者をもって充てる。

2 警務部長は、監察を実施するに当たり、必要と認めるときは、警察本部に勤務する職員の中から監察の補助員（第9条において「監察補助員」という。）を指名することができる。

（監察の種類）

第3条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

第4条から第6条まで 削除

(監察実施計画)

第7条 本部長は、毎年度、監察を実施するための計画（以下この条及び第10条第2項において「監察実施計画」という。）を作成し、当該計画に基づき監察を実施するほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに、監察を実施するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象所属
- (4) 監察の時期

3 本部長は、監察実施計画を策定したときは、公安委員会に対し速やかに報告するものとする。

(監察の事前通知)

第8条 本部長は、監察を実施しようとするときは、事前に監察対象となる所属の長（以下「所属長」という。）に、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、監察の目的上必要があるときは、この限りでない。

- (1) 監察の日時
- (2) 監察事項
- (3) 監察の実施要領
- (4) その他必要と認める事項

(監察の留意事項)

第9条 監察担当官及び監察補助員に指定された者は、監察を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公正を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (5) 実態を捉えた指導及び矯正に努めること。
- (6) 非違を指摘するのみでなく、成績優良な者又は善行のある者の把握に努めること。
- (7) 建設的な意見、要望等を積極的に聴取し、これを警察運営に反映させるよう努めること。

(監察結果の報告)

第10条 監察担当官は、監察を実施したときは、その状況、結果及び意見を本部長に報告するものとする。

- 2 本部長は、公安委員会に対し、監察実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも1回、監察の実施結果を報告するものとする。

(監察結果の措置)

第11条 本部長は、監察の実施結果を当該監察を受けた所属長に通知するものとする。

- 2 本部長は、前項の実施結果のうち、必要と認める事項については、関係する所属長にも通知するものとする。
- 3 前2項の通知を受けた所属長は、改善を要する事項については、速やかに適切な措置を講じ、その結果を本部長に報告しなければならない。

(警察職員の義務)

第12条 警察職員は、監察の実施に際し、監察担当官から資料の提出又は説明若しくは出頭を求められたときは、正当な理由のない限り、これに応じなければならない。

- 2 監察担当官は、前項の措置をとるときは、やむを得ない場合を除き、あらかじめ所属長に通知して行うものとする。

(監察官等会議)

第13条 首席監察官は、必要に応じて監察官等会議を開催し、監察の実施その他の事項について協議及び調整を図ることができる。

2 前項の監察官等会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。